

独立行政法人科学技術振興機構の中期目標及び中期計画

中期目標	中期計画
序文 前文 Ⅰ 中期目標の期間 Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 【全体的事項】 【個別事項】 1. 新技術の創出に資する研究 (1) 戦略的な基礎研究の推進 (2) 社会技術研究の推進 (3) 対人地雷探知・除去技術の研究開発の推進 (4) 研究開発戦略の立案 2. 新技術の企業化開発 (1) 委託による企業化開発の推進 (2) 研究成果の移転に向けた効率的な技術開発等の推進 (3) 大学発ベンチャー創出の推進 (4) 技術移転の支援の推進 (5) 研究成果活用プラザを拠点とした事業の展開 3. 科学技術情報の流通促進 (1) 科学技術の研究開発等に関する情報の流通促進 (2) 科学技術に関する文献情報の提供 4. 科学技術に関する研究開発に係る交流・支援 (1) 地域における産学官等が結集した共同研究事業等の推進 (2) 地域における研究開発促進のための拠点への支援の推進 (3) 戦略的な国際科学技術協力の推進 (4) 国際シンポジウムの開催、外国人宿舎の運営等 (5) 異分野交流の推進 (6) 研究協力員の派遣を通じた研究支援 5. 科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進 (1) 科学技術に関する学習の支援 (2) 地域における科学技術理解増進活動の推進 (3) 全国各地への科学技術情報の発信 (4) 日本科学未来館の整備・運営 6. その他行政等のために必要な業務 (1) 関係行政機関の委託等による事業の推進	前文 Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 【全体的事項】 【個別事項】 1. 新技術の創出に資する研究 (1) 戦略的な基礎研究の推進 (2) 社会技術研究の推進 (3) 対人地雷探知・除去技術の研究開発の推進 (4) 研究開発戦略の立案 2. 新技術の企業化開発 (1) 委託による企業化開発の推進 (2) 研究成果の移転に向けた効率的な技術開発等の推進 (3) 大学発ベンチャー創出の推進 (4) 技術移転の支援の推進 (5) 研究成果活用プラザを拠点とした事業の展開 3. 科学技術情報の流通促進 (1) 科学技術の研究開発等に関する情報の流通促進 (2) 科学技術に関する文献情報の提供 4. 科学技術に関する研究開発に係る交流・支援 (1) 地域における産学官等が結集した共同研究事業等の推進 (2) 地域における研究開発促進のための拠点への支援の推進 (3) 戦略的な国際科学技術協力の推進 (4) 国際シンポジウムの開催、外国人宿舎の運営等 (5) 異分野交流の推進 (6) 研究協力員の派遣を通じた研究支援 5. 科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進 (1) 科学技術に関する学習の支援 (2) 地域における科学技術理解増進活動の推進 (3) 全国各地への科学技術情報の発信 (4) 日本科学未来館の整備・運営 6. その他行政等のために必要な業務 (1) 関係行政機関の委託等による事業の推進

Ⅲ業務運営の効率化に関する事項 1. 組織の編成及び運営 2. 業務運営の効率化 Ⅳ財務内容の改善に関する事項 1. 欠損金の処理 2. 自己収入の増加 3. 固定的経費の節減 Ⅴその他業務運営に関する重要事項 1. 人事に関する事項 2. その他機構の業務の運営に関する事項	Ⅱ業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1. 組織の編成及び運営 2. 業務運営の効率化 Ⅲ予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 Ⅳ短期借入金の限度額 Ⅴ重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 Ⅵ剰余金の使途 Ⅶその他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 施設及び設備に関する計画 2. 人事に関する計画 (1) 方針 (2) 人員に係る指標 3. 中期目標期間を超える債務負担
(序文) 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定により、独立行政法人科学技術振興機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。	
(前文) 独立行政法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）は、新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを基本的な目標とする。 この基本目標を達成するため、機構は、科学技術基本計画（平成13年3月30日閣議決定）等の国の科学技術政策に則り、重点的・効率的に以下の施策を推進するものとする。	(前文) 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三〇条の規定により、文部科学大臣から指示のあった中期目標を達成するため、独立行政法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）の中期計画を以下のとおり定める。
Ⅰ 中期目標の期間 機構が行う科学技術振興業務は、科学技術基本計画等の国の科学技術政策に即応して実施すべきものであり、機動的に見直していくことが適切であることから、中期目標の期間は、平成15年10月1日から平成19年3月31日までの3年6ヶ月間とする。	
Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

【全体的事項】 (1) 科学技術創造立国の実現を目指し、社会経済発展の原動力となる知の創造とその活用を目的として、科学技術基本計画等の国の政策に沿って、機構における科学技術振興戦略の企画立案を行う。	【全体的事項】 (1) 内外の研究動向等の調査・分析機能を強化するとともに、文部科学省等国の政策立案部門と連携を図り、新規施策の提案、新規事業の形成など機構の業務戦略の企画立案を行う。また、併せて国の科学技術振興に係る政策立案に寄与する。
(2) 研究者、企業等のユーザーをはじめとする国民の立場に立った効果的・効率的な業務を行うため、事業の評価活動を充実するとともに外部ニーズを的確に把握し、事業の改善を適宜行う。	(2) 機構の各事業において実施される研究課題等について、外部専門家・有識者により、事業目的に応じた明確な基準に基づいて厳格に事前評価、中間評価、事後評価を、また必要な場合は追跡調査を実施する。また、機構の事業運営全般についても外部有識者の意見を聞きつつ定期的に自己評価を行う。 評価の方法、基準及び結果はインターネット等により積極的に公開し、機構の事業について国民への説明を積極的に行う。また、外部有識者等からの助言や機構の事業に参画している者、機構が提供するサービスのユーザー等の意見をもとに事業運営の改善を適宜行う。
(3) 事業の成果の社会への波及を目的として、わかりやすい形で公表する。	(3) 事業による成果については新聞発表等の広報活動やホームページへの掲載、データベース化、シンポジウムによる公表などを積極的に行う。さらに、機構の認知度の向上のため、中小企業等に対する事業の周知活動を行う。
(4) 業務運営の効率化、成果の有効活用及び積極的な外部機関実施業務への貢献のために、文部科学省その他関係行政機関、大学、公的研究機関等との有機的連携を行う。	(4) 各事業の実施に当たっては、事業に参画する外部機関や個人のインセンティブに配慮し、外部機関や個人の能力が十分発揮できるよう措置するとともに、我が国全体として最大限の成果が上がることを目的として、関連する事業を実施している機関との適切な連携・協力関係を構築する。
(5) 機構の自主・自律性を確保する観点から、中期目標には機構が達成すべき基本的な目標を定め、中期目標を達成するために必要なより詳細かつ定量的な事項は、中期目標を達成するために機構が作成する中期計画において定めることとする。	
【個別事項】 1. 新技術の創出に資する研究 社会経済や科学技術の発展、国民生活の向上に資するため、新技術の創出に資する基礎研究及び基盤的研究開発に係る業務を行う。	【個別事項】 1. 新技術の創出に資する研究
(1) 戦略的な基礎研究の推進 競争的環境下で基礎研究を推進し、文部科学省が社会的・経済的ニーズに基づき設定する戦略目標の達成に資する研究成果を得る。	(1) 戦略的な基礎研究の推進 ①国が定めた戦略目標の達成に向けた基礎研究の推進 イ. 研究領域、研究総括の選定

研究の推進に当たっては、戦略目標の達成に向けた最適な研究領域を設定し、それぞれの研究領域毎に研究総括を置いて、国内外の産学官の研究者により適切な研究体制を構築する。

また、卓越した人物を総括責任者とする独創性に富んだ基礎研究、基礎的分野における世界の英知を集めた国際共同研究、特定分野におけるシミュレーション等計算科学技術を活用した研究開発などについては新たな課題の採択は行わないものの、既に研究を開始している課題についてはそれぞれの研究目的を達成する。

これらの研究成果については公表、普及するとともに、研究の推進にあたり、公正で透明性の高い評価を実施し、研究計画の見直し及び資源配分への適切な反映による効果的・効率的な研究管理を行う。

- ・研究領域、研究総括の選定は、機構による内外の研究動向等の調査・分析をもとに、戦略目標の達成に向けた多様なアプローチを確保することに留意しつつ、外部専門家の評価を踏まえてこれを行う。また、評価の結果を公表する。

ロ. 研究領域の迅速な立ち上げ（バーチャルラボの構築）

- ・公募型の研究領域及び研究総括を戦略目標の通知を受けてから１ヶ月程度以内に選定する。
- ・研究総括のイニシアティブの下、産学官の研究者から研究課題又は研究者等を公募するなどにより適切な研究体制を迅速に構築し、研究に着手する。
- ・研究課題の事前評価は、研究総括が領域アドバイザーの協力を得て行う。
- ・適切な研究準備期間の確保のため研究領域、研究総括の決定及び公募の早期化の推進等を行う。
- ・公募による研究提案の受付について平成１７年度を目途に、電子システムの導入を図る。

ハ. 研究領域の効果的運営（バーチャルラボの効果的運営）

- ・研究者個人で行う小規模な研究から共同研究チームや米国をはじめとする海外との連携を含んだプロジェクトを編成して行うものまで、様々な研究実施体制を考慮した運営に留意する。
- ・研究総括が研究代表者等とのコミュニケーションを通じて、研究の進捗状況等の把握を行うとともに、研究の進め方、方向性等について助言等を行う。
- ・研究総括のマネジメントの下、研究者の属する組織を越えた柔軟かつ機動的な資源配分を行うため原則として機構が予算を直接執行する。
- ・公募による研究課題を推進する研究機関に対しては、十分な直接研究費を確保しつつ、研究費総額の３０％の間接経費に相当する経費を措置できるよう努力する。
- ・外国の研究機関との共同研究については、主要国の科学技術に関する動向を把握して、カウンターパートと連携してプロジェクトを構築することに留意する。

二. 研究の評価及びフォローアップ

- ・研究課題については、研究総括及び研究総括に協力する領域アドバイザー又は外部専門家が中間評価を行い、評価の結果を研究チーム編成の見直しや資源配分へ反映させるとともに、事後評価を行い、当初の研究目的の達成状況を明らかにして公表し、事業運営の改善に資する。

- ・優れた成果が期待されかつ発展の見込まれる研究課題については、当初の研究期間終了の６ヶ月以上前から引き続き新たな研究期間を

設定するための評価を行った上で、当初の研究期間を越えて切れ目無く研究が継続できるよう措置する。

- ・研究領域の外部専門家による中間・事後評価により、研究成果及び戦略目標の達成状況を明らかにするとともに、事業運営の改善に資する。さらに、研究領域終了後5年後を目途とした追跡調査により、研究成果の社会還元の様況等を明らかにし、これらの結果を国民に分かりやすい形で公表する。
- ・研究課題が終了した研究者に対してアンケート調査を実施し、その結果を制度の改善に反映させる。

②卓越した人物を総括責任者とする独創性に富んだ基礎研究の推進

- ・研究主題毎に各界から優れた研究者の参加を求め、総括責任者の下に創造的な研究を推進する。なお、新たな課題は採択しない。
- ・研究主題については、外部専門家が中間評価を行い、評価の結果を研究チーム編成の見直しや資源配分へ反映させるとともに事後評価を行い、当初の研究目的の達成状況を明らかにして公表し、事業運営の改善に資する。
- ・研究終了後5年後を目途に追跡調査を実施し、研究成果の社会還元の様況等を明らかにし、これらの結果を国民に分かりやすい形で公表する。

③基礎的分野における世界の英知を集めた国際共同研究の推進

- ・我が国の得意な研究分野と外国の得意な研究分野とをそれぞれ持ち寄って、一体的に国際共同研究を実施し、基礎的研究分野において国際貢献を果たすとともに、複合化、学際化が進む基礎的研究の効率的推進を目的として国際共同研究を推進する。なお、新たな課題は採択しない。
- ・研究課題については、外部専門家が中間評価を行い、評価の結果を研究チーム編成の見直しや資源配分へ反映させるとともに事後評価を行い、当初の研究目的の達成状況を明らかにして公表し、事業運営の改善に資する。
- ・研究終了後5年後を目途に追跡調査を実施し、研究成果の社会還元の様況等を明らかにし、これらの結果を国民に分かりやすい形で公表する。

④特定分野におけるシミュレーション等計算科学技術を活用した研究開発の推進

- ・公募により発足した課題についてシミュレーション等計算科学技術を活用した研究開発を実施する。なお、新たな課題は採択しない。
- ・研究課題については、外部専門家により、事後評価を行う。評価の結果に基づいて当初の研究目的の達成状況を明らかにするとともに、事業運営の改善に資する。
- ・研究終了後5年後を目途に追跡調査を実施し、研究成果の社会還元

の状況等を明らかにし、これらの結果を国民に分かりやすい形で公表する。

⑤総合的な評価

- ・海外の有識者を含む評価委員会を開催し、機構が実施する基礎研究事業全体についての総合的な評価を中期計画終了時までにとりまとめる。

⑥研究成果の公表、普及

- ・研究成果は、レベルの高い国際誌を中心に研究論文として積極的に投稿し、公表する。
- ・成果の公表・普及のために報告会、シンポジウム等を開催する。シンポジウム等の開催数は以下とする。

戦略的創造研究推進事業

研究成果報告会 2回/年【平成14年度：2回/年】

このほか、研究領域毎のシンポジウム等を開催する。

- ・研究成果のデータベース化を進めるとともに、知的財産に配慮しつつホームページ等により公開する。研究成果のうち、ソフトウェアについては、ソフトウェアライブラリーへの搭載を進め、広く公開・流通を図る。ソフトウェアライブラリーへの搭載件数は、105件【平成14年度時点の累積：61件】とする。
- ・知的財産権の取得を奨励するとともに、研究成果については、機構が実施する技術移転制度やTLO等による社会還元を促進する。
- ・研究成果は、日本科学未来館等の活動への協力や計量的な手法を用いるなど国民に解りやすく紹介する。

(2) 社会技術研究の推進

我が国社会が抱える様々な問題を解決し、社会における新たなシステムの構築に寄与する技術(技術的根拠/知識体系)を確立することを目的として、自然科学と人文・社会科学の複数領域の知識を統合し、個別分野を越えた幅広い視点から研究開発を行い、現実の社会問題の解決に資する研究成果を得る。

(2) 社会技術研究の推進

- ・社会技術研究の推進のため「社会技術研究フォーラム」、「ミッション・プログラム」、「公募型プログラム」を実施する。
- ・「社会技術研究フォーラム」については、社会問題の本質を認識し、その解決を図る研究のあり方を継続的に議論する。
- ・「ミッション・プログラム」については、社会問題の解決を図るために重要と考えられるミッションを設定し、その目標達成に必要な研究チームを組織して研究を実施する。
- ・「公募型プログラム」については、社会問題の解決を図るために重要と考えられる着眼点を踏まえて、研究領域を設定し、広範な層からの課題の発掘とその解決を目的として、公募研究を実施する。
- ・新規ミッション、新規研究課題、新規研究領域の設定に向け、必要な調査を実施する。
- ・研究課題については、外部専門家が、事前評価、中間評価を行い、評価の結果を研究チーム編成の見直しや資源配分に反映するとともに、事後評価を実施し、その結果を公表する。

	・研究成果の公表や意見交換等を目的として、以下の活動を実施する。 国際シンポジウム 1回/2～3年【平成14年度：0回/年】 公開シンポジウム 2回/年【平成14年度：4回/年】 ワークショップ 12回/年【平成14年度：15回/年】 学会発表等 20件/年【平成14年度：20件/年】 ・研究終了後、現実社会の諸問題の解決や社会における新たなシステムの構築に資する研究成果について公表するとともに、5年後を目途に追跡調査を実施し、その結果を国民にわかりやすい形で公表し、研究成果の実社会での適用・実践を推進する。
(3) 対人地雷探知・除去技術の研究開発の推進 先端的な科学技術を駆使して人道的観点からの対人地雷探知・除去活動を支援するための技術の研究開発を進め、平成17年度及び平成19年度を目途とした地雷被埋設国等における実証試験に、開発した技術を提供する。	(3) 対人地雷探知・除去技術の研究開発の推進 ・人道的観点からの対人地雷の探知・除去活動を支援するセンシング技術、アクセス・制御技術の研究開発を行う。 ・研究開発全体を統括する研究総括を置き、その下に産学官からなる研究開発チームを組織して試作機の開発を実施する。なお、研究総括を技術面で補佐するスタッフを配置するとともに、各研究チームへの支援スタッフの派遣、試験研究用材料等の購入等により、研究を支援する。 ・研究開発期間が比較的短期的な技術（対人地雷の構成物と土壌の物性の違いに着目した探知技術等）は平成17年度を目途に、中期的な研究開発期間が必要となる技術（対人地雷自体の物性に着目した探知技術等）は平成19年度を目途に地雷被埋設国等における実証試験に供しうる技術を開発し、実証試験に技術を提供する。 ・研究課題については、民間及び大学の研究者、地雷除去機関等の外部専門家による、中間評価及び事後評価を行い、評価の結果を研究チーム編成の見直しや資源配分に反映する。
(4) 研究開発戦略の立案 研究開発戦略の立案、同戦略に基づく事業の推進を的確に行うため、国内外の研究開発動向等を調査・分析する機能を強化し、これらの情報の提供、社会的・経済的ニーズの分析による今後必要となる研究開発課題の体系的抽出等を行う。 得られた成果については、機構の事業全般において活用する。	(4) 研究開発戦略の立案 ・大学、民間等において、研究開発やその企画・運営の経験のある者等を任期付きで雇用し、体制を整備する。 ・内外の研究開発動向及び社会的・経済的ニーズ等を調査・分析し、今後必要となる研究開発領域や課題等を体系的に抽出する。 ・今後の研究開発戦略の形成を目的として、ワークショップ、シンポジウム等の開催により、広範な関係者の参加を得て、オピニオンの形成と集約を行う。 ・上記をもとに、機構の基礎研究事業において重点的に推進すべき研究領域等の企画・立案を行う。 ・機構は、上記の活動を通じて得られた成果を事業全般において活用する。 ・研究領域等の評価を推進する。
2. 新技術の企業化開発	2. 新技術の企業化開発

社会経済や科学技術の発展、国民生活の向上に資するため、大学、公的研究機関等の優れた研究開発成果の企業等への技術移転に係る事業を行う。	
(1) 委託による企業化開発の推進 大学・公的研究機関等の研究開発成果のうち、国民経済上重要な成果であって特に開発リスクの大きなものについて、企業の持つポテンシャルを最大限に活用して企業化開発を的確かつ効果的に実施することを目標とする。 平成5年度以降の開発終了課題に対する中期目標期間終了時の成果実施率が、開始時より上回ることを目標とする。【開始時の成果実施率：25%】	(1) 委託による企業化開発の推進 ・開発課題は、科学技術基本計画に示された重点分野に関する大学、公的研究機関等の研究成果で、開発リスクが大きいものを積極的に取り上げるとともに、経済的、社会的に大きな波及効果が期待できるものを対象とし、技術開発力、経営基盤等を有する企業等に開発を委託する。 ・大学・公的研究機関等に対して開発課題を広く募集し、外部専門家・有識者により事前評価を行い、優れた開発課題を選定して開発を委託する。開発が5年を越える課題については中間評価を行う。開発終了後は事後評価を行い、開発目標の達成度等の評価を行う。さらに、成果の実施状況等につき追跡調査を実施する。評価結果については知的財産等に配慮しつつ公表する。 ・開発が成功した場合には、開発実施企業に支出した開発費の返済を求めるが、不成功の場合には開発費の返済を求めないことで開発リスクを負担し、新たな開発への取り組みを推進する。 ・実施料、優先実施期間、開発費の返済条件等については研究者や開発企業のインセンティブを配慮して調整を行うとともに、開発期間や開発費等を柔軟且つ弾力的に運用する。 ・開発終了課題について、成果を普及するため、企業において成果を実施するように促すほか、技術交流会等により広く開発成果を紹介する。
(2) 研究成果の移転に向けた効率的な技術開発等の推進 新技術の実用化を目的として、大学・公的研究機関等の研究開発成果の移転に向けた、効率的な技術開発の推進、あっせん・実施許諾等を行う。	(2) 研究成果の移転に向けた効率的な技術開発等の推進
①大学・公的研究機関等の研究開発成果のうち、その実用化が望めるものを選定し、効率的な技術開発を実施することにより、その後の企業化につながる開発成果を増加させる。	①研究成果の実用化に向けた技術開発 イ. 研究成果の実用化プランの作成、育成手段の助言 ・有望な研究成果をビジネスラインまで載せることの出来るスキルと実績を有する人材を技術移転プランナーとして配置し、育成候補課題を対象に、研究者等との面接、種々の調査を参考に、実施すべき試験研究内容や企業探索等の技術移転方策（実用化プラン）を策定し、最適な育成手段を研究者に助言する。また、実用化が有望であるがデータが不足している研究成果については、研究者又は企業の協力を得て追加の調査研究を行う。 ロ. 成果育成プログラムの実施

	・大学・公的研究機関の研究者や企業等から成果育成のための試験研究を行うプログラムの課題提案を公募し、外部専門家・有識者による事前評価を行って選定、実施する。実施期間終了後、新産業創出の期待度等について外部専門家・有識者による事後評価を行い、引き続き追跡調査を実施する。評価結果については知的財産等に配慮しつつ公表する。 ・事業終了後の企業化に向けた研究開発継続率を85%【平成14年度：85%】以上とする。 ※研究開発継続率：事業終了後1年後に調査を行い、企業が実用化に向けて当該研究開発を継続している比率
②大学・公的研究機関等の研究開発成果及び機構における基礎研究事業等の成果について、大学・公的研究機関及び技術移転機関等と連携すること、研究開発成果の情報提供機能の強化すること等により、企業等に対してあっせん・実施許諾を行い、新技術を実用化する。	②研究成果のあっせん・実施許諾 イ. 研究成果の収集・公開業務の推進 ・大学、公的研究機関等から提案のあった研究成果の収集件数の増加を図り、公開可能なものについては特許出願公開前でも概略等を研究成果展開総合データベース（J-STORE）等に掲載し、技術移転に関して経験を有する専門家による企業への紹介を行う。特許公開後は、詳細情報のJ-STOREへの掲載、新技術説明会等での公開、技術移転に関して経験を有する専門家による企業への情報提供等を行い、企業が関心を示したものは、あっせん・実施許諾等の段階に移行させる。 ロ. 開発あっせん・実施許諾業務の推進 ・大学、公的研究機関及び機構の研究成果について、技術移転に関して経験を有する専門家等を活用して企業等への紹介、企業化開発のあっせん・実施許諾を行う。なお、大学等の研究成果については、当該大学等及び当該大学等有する技術移転機関（TLO）等との相互補完的な連携を図りつつ、我が国全体として研究成果の社会還元を促進するように配慮する。また、技術移転に関して経験を有する専門家によるあっせんの成功報酬などの仲介者のインセンティブを向上させるとともに、仲介者ネットワークの拡充に努めることにより、あっせん件数を増加させる。 ・開発あっせん・実施許諾の件数は特許ベース120件/年【平成14年度：121件/年】、企業ベース60件/年【平成14年度：64件/年】以上を実施する。 ※件数にはTLOによる機構所有特許のライセンス件数、機構所有特許の発明者への返還の後にライセンスにつながった件数、大学、公的研究機関及びTLOに対して機構が行った特許化支援の後に当該機関が行ったライセンス件数を含む。
(3) 大学発ベンチャー創出の推進 大学・公的研究機関等の研究成果のうち、ベンチャー企業の創出が	(3) 大学発ベンチャー創出の推進 ・大学・公的研究機関等の研究成果のうち、大学発ベンチャーの創出が

期待されるものを選定し、新産業創出を目指した研究開発を推進することにより、ベンチャー企業の創出及び事業展開に大きく貢献する。中期目標期間中に終了した研究開発課題に関する起業率が中期目標開始前の起業率の実績を上回ることを目標とする。【開始前の起業率：60%】	期待される研究課題を公募し、外部専門家・有識者による事前評価を行って選定、実施する。実施に当たっては、ベンチャー企業の設立が促進されるよう適切な研究開発等マネジメントのもと実施計画を策定し、研究開発を進める。また、実施期間終了後には事後評価を行い、研究開発計画の達成度等の評価を行う。さらに、研究成果に基づく起業化及び事業展開の状況につき追跡調査を実施する。評価結果については知的財産等に配慮しつつ公表する。
(4) 技術移転の支援の推進 大学・公的研究機関及び技術移転機関等における研究開発成果の特許化をはじめとした技術移転活動を積極的に支援するとともに、これらの活動の基盤となる人材を育成する。さらに他の技術移転支援制度との連携の下、我が国における産学官連携及び技術移転基盤を確立する。	(4) 技術移転の支援の推進 ①研究成果特許化支援業務の推進 ・大学、公的研究機関、TLO、企業、一般等からの技術移転に関する問い合わせに対し、各種技術移転制度等の紹介や、個別の技術相談を実施する。このため年間300件以上の相談件数に対応できるように体制を強化する。 ・大学、公的研究機関や研究者個人等から情報を収集し、実用化が期待される研究成果について、大学・TLO等において適正な評価が行われていることを確認のうえ、当該機関からの要請に十分応えられるような特許化支援の体制を整備する。特に国際特許出願に重点を置く。 ②技術移転のための人材育成業務の推進 ・知的財産活用等に係る人材を対象に、技術移転のための人材育成プログラム研修を行う。 ・人材研修は、200人/年【平成14年度：105人/年】以上に対し実施する。
(5) 研究成果活用プラザを拠点とした事業の展開 大学・公的研究機関等の研究開発成果の社会還元を目的として、研究開発ポテンシャルの高い地域における機構の地域活動拠点として研究成果活用プラザを活用し、地域の産学官の研究機関との連携を図ることを通じて、当該研究成果の企業化に向けた育成を行う。	(5) 研究成果活用プラザを拠点とした事業の展開 ・平成16年3月までに研究成果活用プラザを8館とする。 ・各地域の自治体や関係機関との連携を図り、地域の現状を考慮し策定した運営方針の下に各プラザの運営を行う。 ・科学技術コーディネータを各プラザに原則として4人配置する。【平成14年度：各プラザに4人】 ・科学技術コーディネータは、技術動向調査等を通して、地域の大学、企業等における研究ニーズ、シーズを探索するとともに、研究開発促進拠点支援事業の成果等を活用して、大学等の独創的な研究者を中心とした研究会、セミナーをプラザにおいて開催する。 ・プラザにおけるコーディネート活動を通じて、次世代の人材育成に努めるとともに、より効果をあげるために、他の制度におけるコーディネート活動従事者との連携を図る。 ・機構の各事業を紹介する機能を強化する。 ・各プラザにおいて大学、企業及び機構が共同して育成研究を実施する。共同育成研究課題の選定は、各プラザ地域の産学官の有識者を含む委

	員会を組織して評価を行う。また、成果の有効活用のために、文部科学省及びその他関係行政機関等と有機的連携を行う。 ・研究終了後3年以内に共同育成研究課題の20%【新規事業につき、平成14年度実績なし】程度を企業化開発又は企業化へつなげる。 ・機構の他の制度と連携するなど、プラザ内の研究室について有効活用する。
3. 科学技術情報の流通促進 科学技術の振興のための基盤の整備に資するため、国内外の科学技術に関する情報を収集し、整理し、保管し、提供し、閲覧させる事業を行う。	3. 科学技術情報の流通促進
(1) 科学技術の研究開発等に関する情報の流通促進 我が国の科学技術の研究開発等に関する情報の流通を促進するため、大学・公的研究機関、研究者等に関する情報を収集し、インターネット等を活用することにより、利用者が利用しやすい形での提供等を行うとともに、科学技術情報に関する国際協力、標準化等を行う。	(1) 科学技術の研究開発等に関する情報の流通促進
①研究者等の研究開発活動の支援、多様なキャリアパスの開拓、研究開発成果の迅速な展開等に資する情報の流通を促進するため、国内の大学・公的研究機関について、研究機関、研究者、研究課題、研究成果、人材需給等に関する情報を収集、データベース化し、提供等を行う。データベースの年間アクセス数について、中期目標期間中において、着実に増加させることを目標とする。	①研究開発活動等のデータベース化 ・研究情報基盤を着実に整備するため、以下のデータベースの整備等を行い、インターネット等を活用して、研究開発支援総合ディレクトリを中心とした研究者等のための総合的なポータルサイトから提供する。 ・提供するデータベースについては、当該データベースの利用者の需要動向等を定期的に調査し、データベース化する情報や提供方法の改善、積極的かつ効果的な広報活動、利用者の利便性向上等の取組みを進める。 ・関連性の高いデータベースについては、当該データベースの利用数の向上のため、データベースを統合的に検索することが可能となるようなシステムの開発を行う。 ・さらに、ここに挙げられていないデータベースについても、科学技術情報に関する中枢的機関として、科学技術情報の発信、流通等を推進する。 イ. 研究開発支援総合ディレクトリデータベース ・研究者等の研究開発活動の支援のため、国内の大学・公的研究機関等の約2,300機関を対象とした調査を実施し、研究機関情報、20万人の研究者情報、49,000件の研究課題情報、3,200件の研究資源情報を収集し、データベースを整備し、提供等を行う。 【平成14年度末：2,126機関の研究機関情報、196,670人の研究者情報、48,701件の研究課題情報、3,140件の研究資源情報】

- ・インターネットを活用したデータベースの更新機能を強化し、その利用を促進することにより、データ更新を迅速化する。
- ・他機関の作成したデータベースとのデータ共有や電子的なデータ交換等の対象を拡大すること等により、内容を拡充する。
- ・技術移転関係のフェア等に出展し、データベースの活用・普及を図る。
- ・研究開発支援総合ディレクトリデータベースのアクセス数については、中期目標期間中着実に増加させ、中期計画終了年度において年間135万件以上とする。【平成14年度：1,224,228件/年（H14/11～の平均をもとに算出） ※平成14年度実績 834,134件/年】

ロ. 研究成果展開総合データベース

- ・研究開発成果の迅速な展開のため、特許等の研究成果情報を収集・加工して、データベースを整備し、提供等を行う。
- ・他機関の作成したデータベースとの連携や外国出願特許データの収録等を実施し、内容を拡充する。
- ・技術移転関係のフェア等に出展し、データベースの活用・普及を図る。
- ・データの自動作成機能等の追加により、データ作成の効率化を行い、データ更新を迅速化する。
- ・研究成果展開総合データベースのアクセス数については、中期目標期間中着実に増加させ、中期計画終了年度において、年間350万件以上とする。【平成14年度：3,177,972件/年（H14/11～の平均をもとに算出） ※平成14年度実績 1,540,000件/年】

ハ. 研究者人材データベース

- ・研究者等の多様なキャリアパスの開拓や能力、技術を有効活用するため、教育職、研究職、技術職に関する求人公募情報及び求職研究者情報等を収集して、それらに関するデータベースを整備し、提供等を行う。
- ・国内の大学、公的研究機関を主な対象に本データベースの周知を行う。
- ・中期計画終了年度において、求人会員数4,000会員、求職会員数11,000会員とする。【平成14年度末2,879会員（求人）、7,809会員（求職）】
- ・学会誌への掲載等の効果的な広報活動により利用の拡大を図り、アクセス数については、中期目標期間中着実に増加させ、中期計画終了年度において年間1000万件以上とする。【平成14年度実績：9,089,425件/年】

②公的研究機関の所有する貴重な研究開発に関する情報を有効に活用するため、特に有用と認められるものについては、当該情報のデータベ

②研究情報のデータベース化

- ・公的研究機関が研究成果として所有する試験・研究データについて、公

ース化、その支援等を行い、当該データベースを公開する。	的研究機関と共同でデータベース化を行い、データベース化終了後、データベースの公開・運用を公的研究機関と共同で行う。 ・データベース公開後、外部専門家・有識者からなる委員会により事後評価を行う。評価結果については、当初のデータベース化計画の達成度等を明らかにして公表する。
③技術者等に要求される技術革新能力や技術管理能力等を含めた技術力の向上のため、技術者等が継続的能力開発を行うためのインターネット自習教材の開発・提供を行うとともに、科学技術分野の事故や失敗の未然防止等に資する知識等を整理し、公開する。	③技術者の継続的能力開発のためのコンテンツ開発・提供及び失敗知識データベースの整備 イ. 技術者の継続的能力開発のためのコンテンツ開発・提供 ・外部専門家・有識者からなる委員会での調査・審議を踏まえて、中期目標期間中に700テーマの能力開発コンテンツを開発・整備しインターネット等を通じて提供する。【平成14年度末：395テーマ】 ・普及のため学会でのデモンストレーション等を行う。 ・能力開発コンテンツの年間利用件数については、中期計画終了年度において23万件以上とする。【平成14年度：134,287件/年（公開直後にアクセスが集中H14/10より公開開始）】 ロ. 失敗知識データベースの整備 ・外部専門家・有識者からなる委員会による調査審議に基づき、失敗事例データの収集及び分析を行うとともに、中期目標期間中に合計1,000件を収録したデータベースの整備を行う。【平成14年度末 565件】 ・試験公開を通じて得た知見等により失敗知識データベースを改良し、平成16年度に公開する。
④ゲノム情報等の膨大な生物情報を整理統合し、有用な知識を見出すことによる新産業の創出等を図るため、新しい生物情報の研究開発によるデータベースの整備等を推進するとともに、当該データベースの普及を促進する。	④バイオインフォマティクスの研究情報基盤整備の推進 ・生命情報データベースの高度化、標準化、高機能生体データベースの運用・機能拡張、研究開発の推進を統括、副統括の指導のもと実施する。 ・研究開発課題については、統括が外部専門家・有識者からなる委員会の協力を得て、中間評価及び事後評価を行う。評価の結果については、研究チーム編成の見直しや資源配分へ反映させるとともに当初の研究目的の達成状況を明らかにして公表する。 ・高度化、標準化された4生命情報データベースを公開、提供する。 ・普及研修会を開催し、データベースの活用・普及を図る。 ・地球規模生物多様性情報機構（GBIF）の活動を推進するために設置されたGBIF技術専門委員会の事務局としての活動を行う。
⑤国内外の研究開発動向の調査、研究者等の行う研究開発の推進等に資するため、科学技術に関する資料を網羅的に収集等するとともに、科学技術に関する文献情報の発信、流通等について電子化や国際化に対	⑤国内外の科学技術情報に関する提供システム等の整備、運用 イ. 科学技術関係資料の収集及びインターネット等による提供 ・科学技術関係資料を、毎年、国内資料を12,000タイトル規模、国外資

応するためのシステムの整備、運用等を行い、これらの科学技術に関する文献情報と特許情報等の知的財産に関連する情報をリンクし、研究成果の産業化に資するシステムの整備、運用等を行う。

特に、科学技術に関する文献情報の電子化については、我が国の研究成果をより多く国際社会に発信する観点から、支援する学協会数を毎年度増加させることを目標とする。

料を4,600タイトル規模で収集する。【平成14年度：国内資料11,820タイトル、国外資料4,604タイトル】

・収集した資料に掲載された論文等ごとに論文名、著者名、発行日等の書誌情報等について毎年度90万件規模のデータベースを整備する。

【平成14年度末：894,405件】

ロ. 科学技術情報発信・流通総合システムの整備・運用

・我が国の学協会の電子ジャーナル出版を支援するため、論文の審査、編集、流通等を統合的に行うシステムを開発し、運用する。

・参加学協会や研究者等のユーザの要望を反映してシステムの改良を適宜行い、より迅速に論文等が公開できるシステムを整備する。

・JSTリンクセンターを活用し、他の電子ジャーナルやデータベースとの引用文献リンクを行う。また、リンク可能な引用文献数の拡大のため、国内外の諸機関に対してJSTリンクセンターへの参加の働きかけを行い、中期計画終了年度における引用文献リンク数650,000件以上とする。【平成14年度末：178,222件】

・中期計画終了年度末までに参加学会誌数500学会誌以上とする。【平成14年度末：218学会誌】

・中期計画終了年度における年間アクセス数380万件以上とする。【平成14年度末：1,082,529件】

ハ. 科学技術に関する文献情報の英文による提供

・機械翻訳の活用により我が国の科学技術に関する文献情報の英文化を行い、毎年度15万件（過去3年以内を収録）をインターネット経由で世界に向けて情報を発信する。【平成14年度末：145,430件／年】

・効果的な広報活動等により、英文化された科学技術に関する文献情報の利用拡大を図る。

・英文化された科学技術に関する文献情報のアクセス数については、中期計画終了年度において5,200件以上とする。【平成14年度：4,659件／年】

二. 研究開発成果の産業化の促進のための文献・特許の統合検索システムの整備・運用

・特許調査における利便性向上の観点から、特許情報データベースと文献情報データベースを共通の方法で検索するため、文献情報データベースに国際特許分類を付与し、統合検索システムに活用できるよう整備する。

・民間事業者と連携し、特許情報と文献情報の総合検索システムを実現する。

・システムを整備した後も引き続き、民間事業者と連携し、特許情報と文献情報の統合検索システムの運用、新規データの整備等を行う。

	⑥科学技術情報に関する国際協力、標準化 イ. 科学技術情報活動における国際協力の推進 ・国内の研究情報に関する英文ディレクトリの作成を行いインターネット経由で世界に向けて情報を発信する。 ・英文ディレクトリへの年間アクセス数については、中期計画終了年度において92,000件以上とする。【平成14年度：83,495件】 ・国の科学技術協力協定に基づく日独情報ドキュメンテーションパネル等に積極的に参加し、国際的な協力活動を行う。 ・アジア・太平洋地域の科学技術情報活動を支援するため、ワークショップの開催、専門家の育成、研修生の受け入れを行う。 ロ. 科学技術情報の流通を円滑化するための基準の制定 ・科学技術情報の流通を円滑に促進するため、科学技術情報流通技術基準（SIST）の普及を目的とし、SISTの制定・見直しを行うための各種委員会等の開催及び説明会の開催、インターネット等を活用した情報提供等を行う。
(2) 科学技術に関する文献情報の提供 研究者等が必要とする科学技術に関する文献を容易に利用できるようにするため、収益性を確保しつつ実施する文献情報提供業務として、収集した科学技術に関する文献に抄録等を付与した文献情報に関するデータベースを整備し、インターネット等を活用することにより、利用者が利用しやすい形での提供等を行う。 当該データベースの利用者の需要動向等を定期的に調査し、利用者の利便性向上等の取組みを進め、当該データベースの利用数の向上を図る。	⑦ITBL材料アプリケーションの開発 ・ITBL (IT-Based Laboratory) プロジェクトにおけるアプリケーションの一つとして分散した物質・材料データベースを統合的に検索するシステムの開発、公開を平成17年度までに行う。 ⑧省際研究情報ネットワーク（IMnet）の運用 ・平成15年度中に学術情報ネットワーク（SINET及びスーパーSINET）に統合し、省際研究情報ネットワーク（IMnet）の運用を終了する。 (2) 科学技術に関する文献情報の提供 ・国内外の科学技術関係資料の抄録等を作成してデータベースを整備し、オンライン等による科学技術情報の提供等を行う（JOIS）。また、国際科学技術情報ネットワーク（STN）事業をケミカルアブストラクツサービス（CAS）、フィッツカールスルーエ（FIZ-K）と共同で運営し、国内の科学技術に関する文献情報を海外へ提供するとともに国内利用者へ海外の科学技術に関する文献情報を提供する。 ・科学技術情報の流通を促進するため、科学技術文献速報等の出版物を発行する他、複写サービス、受託検索サービス等を行う。 ・国内外の科学技術関係資料に関する書誌情報に対して、日本語抄録等を付与した毎年度90万件規模の文献情報データベースを作成する。【平成14年度末：894,405件】 ・文献情報データベースの作成については収益性を確保しつつ網羅性の維持に努め、研究情報基盤の整備を目的として実施する。 ・大学等教育研究機関・国公立試験研究機関等（独法を含む）に対する

	利用拡大を図り、科学技術の振興に寄与するため、安価な価格設定で情報を提供する。また企業の知的財産部、中小企業、公共図書館等利用者の利用拡大を図る。 ・毎年、文献情報データベースの利用者に対するアンケート調査及びヒアリング調査や「お客様の集い」を実施し、利用者の意向を把握してサービス等の向上に反映させる。 ・情報の収集から抄録等提供までの期間について、より一層の短縮を行い、中期計画最終年度に平均37日以下とする。【平成14年度：平均44.7日】 ・作成した文献情報データベースについてインターネット等を活用して利便性を向上させることにより、文献情報データベースの毎年度利用件数2,830万件以上の利用、累積アカウント数11,000件以上とし、幅広く研究者、技術者の研究活動における情報取得をサポートする。 【平成15年度5月、6月の利用件数の平均値を年間に積算：年間2,829万件、平成15年4月末の累積アカウント数：10,862件】 ・文献情報データベースと各種電子ジャーナルのリンクを充実させることにより利用者の利便性を向上させ、文献情報データベースから原文献への毎年度の年間アクセス数16,000件以上とする。 【平成15年度の新システムから対応のため平成14年度データ無し】
4. 科学技術に関する研究開発に係る交流・支援 科学技術振興のための基盤の整備に資するため、科学技術に関する研究開発に関する交流・支援に係る事業を行う。	4. 科学技術に関する研究開発に係る交流・支援
(1) 地域における産学官等が結集した共同研究事業等の推進 都道府県や政令指定都市(地域)において、地域が目指す研究開発目標に向けて、研究能力を有する地域の大学、公的研究機関、研究開発型企業等を結集して共同研究等を行うことにより、新技術・新産業の創出に資する研究成果を生み出すとともに、その地域において研究に参加した研究機関と研究者がその分野の研究を継続・発展させ、さらにその成果を利活用させるような体制の整備を目指す。	(1) 地域における産学官等が結集した共同研究事業等の推進 ・結集型共同研究として毎年、新規に原則4地域を採択する。実施地域の選定に当たって、外部有識者を含む委員会において評価を行い、評価結果を公表する。 ・事業の推進、調整に当たり、機構は都道府県等が指定する地域の科学技術振興を担う財団等(中核機関)と協力し、運営体制を整備する。 ・中核機関に事業マネジメントの最高責任者である事業統括、技術的判断の最高責任者である研究統括を配置する。 ・研究の実施に当たり、公設試験研究機関内やレンタルラボ等に当該共同研究の中核を形成するコア研究室を設置し、研究員を配置する。 ・新技術・新産業の創出に資するため、研究者の成果を実用化させるための新技術エージェントや弁理士、税理士、会計士等の事業化に必要な専門的知識・経験を有する人材をアドバイザーとして一時的な利用を可能とするスキルバンクを中核機関に配置する。 ・事業の途中には事業の継続を含め方向性を検討するための中間評価を、事業終了後は事業成果に関し事後評価を、外部有識者を含む委員会で行

	い、評価結果を公表する。 ・地域のポテンシャルを生かした産学官による共同研究事業を推進することにより、以下の目標を達成する。 ①地域が掲げる事業目標及び研究開発目標 ②研究開発の成果を産業界へ波及させるための技術移転に向けた戦略的活動体制の確立 ③事業推進に当たっての都道府県等の支援体制の確立 ④新技術・新産業の創出に資する地域C O Eの形成に向けた整備方針の確立 ・上記目標の達成状況の判断に当たっては地域の特徴を踏まえつつ、以下の標準的な水準も参考とする。 参画機関数 10機関/地域、 発表論文数 20件/年・地域、出願特許数 7件/年・地域 【平成14年度 参画機関数10機関未満の地域4地域、発表論文数 19件/年・地域、出願特許数 5件/年・地域】 ・事業終了後の追跡調査を行なう等フォローアップを行い、結集型共同研究の事業期間中に構築された成果を地域内で維持、発展に繋げる。 ・成果を有効活用するために、文部科学省及びその他関係行政機関等と有機的連携を行う。 ・失敗事例、成功事例を分析し、ノウハウを共有化する。
(2) 地域における研究開発促進のための拠点への支援の推進 地域における科学技術基盤形成に資するコーディネート活動の拠点の整備にあたり、この拠点の活動である、優れた研究開発人材の発掘、研究資源情報の蓄積、研究情報ネットワークの構築、人的交流ネットワークの構築および、研究成果の育成を支援する。	(2) 地域における研究開発促進のための拠点への支援の推進 ・公募により選定した各地域において、技術移転、特許等に専門的な知見を有し、大学等のシーズの発掘と企業等のニーズを融合させることができる人材をコーディネータとして配置する。なお、新たな地域の募集は実施せず、当事業は平成17年度に終了する。 ・各コーディネータは、大学等の研究成果のシーズ調査、企業のニーズ調査、育成試験の実施、技術移転関連の諸事業への橋渡し等の産学官交流 ・技術移転に係わる諸活動を行い、地域の連携拠点機関と協力して、研究成果を育成・活用する。 ・地域におけるコーディネート機能の構築等科学技術基盤形成の強化に資するため、事業の途中には事業の継続を含め方向性を検討するための中間評価を、事業終了後は事業成果に関し事後評価を、外部有識者を含む委員会で行い、評価結果を公表する。 ・科学技術コーディネータの活動を中心とした事業を推進することにより、以下の目標を達成する。 ①大学等の研究成果及び企業ニーズの適切な調査・収集・整理 ②将来の実用化に有用な研究成果の抽出と、実用化に向けた育成試験の実施 ③研究成果を実用化につなげるための体制整備

	④連携拠点機関を中心とした地域のコーディネート機能の強化 ・上記目標の達成状況の判断に当たっては地域の特徴を踏まえつつ、以下の標準的な水準も参考とする。 ・サイズ・ニーズ調査数 100件/年・地域、育成試験実施数 10件/年・地域、出願特許件数 7件/年・地域、橋渡し・実用化・商品化件数 5件/年・地域 【平成14年度：サイズ・ニーズ調査数 103件/年・地域、育成試験実施数 10件/年・地域、出願特許件数 7件/年・地域、橋渡し・実用化・商品化件数 5件/年・地域】 ・事業終了後の追跡調査を行なう等フォローアップを行い、地域研究開発促進拠点支援の事業期間中に構築された成果を地域内で維持、発展に繋げる。 ・成果を有効活用するために、文部科学省及びその他関係行政機関等と有機的連携を行う。 ・失敗事例、成功事例を分析し、ノウハウを共有化する
(3) 戦略的な国際科学技術協力の推進 政府間合意等に基づく科学技術分野における重要課題のうち、文部科学省が設定した課題に関する研究集会、共同研究等を行うことにより、国際研究交流を促進するとともに、当該課題に係る具体的な成果を得る。	(3) 戦略的な国際科学技術協力の推進 ・北米・欧州・アジア等で、機構のカウンターパートとなりうる主要な機関と、政府間合意等に基づき文部科学省が設定した課題に関する国際科学技術協力の推進のために必要な協力関係を構築する。 ・当該課題に関して、カウンターの外国機関と連携して、内外の優れた研究者のチームによる比較的小型の共同研究等を推進するとともに、個別の研究領域を対象とした研究集会を開催する。 ・中期目標期間中に北米・欧州・アジア等の国・地域と政府間の合意事項を着実に実施する。
(4) 国際シンポジウムの開催、外国人宿舎の運営等 科学技術分野における国際交流を促進するために、国際シンポジウムの開催等を通じた内外への情報発信、高い入居率の維持等による外国人研究者用宿舎の効率的な運営、海外の関係機関との連絡・情報収集体制を充実させる。	(4) 国際シンポジウムの開催、外国人宿舎の運営等 ・海外への情報発信のためのシンポジウムの開催等 3回/年【平成14年度：3回/年】 ・シンポジウム、セミナーで得られた情報については、基礎研究推進事業をはじめ、他の事業でも活用できるよう情報提供をする。 ・海外事務所等を拠点とし、海外との連絡調整、情報収集活動を行う。 ・外国人研究者用宿舎の入居率80%以上とする。 【平成14年度：竹園(92.2%)、二の宮(82.1%)】
(5) 異分野交流の推進 異なる研究分野、組織の研究者が連携・融合する契機となる場を提供し、研究者による自由な意見交換を通じて研究者間の交流を促進することを通し、研究者の新たな研究領域創出を支援する。	(5) 異分野交流の推進 ・自然科学のみならず、人文・社会科学も含む異なる研究分野、組織の研究者の交流の場を提供するため、有識者を含む委員会において機構が実施するにふさわしいテーマ、コーディネーターを選定後、コーディネーターを中心にフォーラムを開催する。フォーラム参加人数は50人/回程

	度とする。【平成14年度：50人／回】 ・フォーラムの議論の中から、さらに討論を深めることにより新たな研究領域の創出が期待される内容に絞り、ワークショップを開催する。ワークショップ参加人数は20人/回程度とする。【平成14年度：30人／回】 ・ワークショップのテーマから、より検討対象を絞った調査研究を行うため、毎年1テーマ【平成14年度：1テーマ、内容：量子情報科学】領域探索プログラムを実施する。 ・各プログラムの結果については、報告書を取りまとめ、公表する。さらに、事業の波及効果を確認するため追跡調査を実施する。
(6) 研究協力員の派遣を通じた研究支援 国立試験研究機関及び試験研究を行う独立行政法人が重点を置く創造的・基礎的研究の高度化・効率化に資するため、研究協力員を派遣することにより、当該機関の研究体制を支援する。	(6) 研究協力員の派遣を通じた研究支援 ・平成14年度までに公募により決定した重点研究支援課題について、派遣事業者を介して国立試験研究機関等に高度な知識や技術を持つ研究協力員を派遣する。なお、新たな重点研究支援課題の募集は実施せず、当事業は平成19年度に終了する。 ・3年を経過した研究支援課題について、課題を推進する国立試験研究機関等から提出される中間報告書を機構においてとりまとめ、公表する。 ・実施期間終了後には事後評価を行い、評価結果を公表するとともに、評価結果を機構の事業運営に反映する。
5. 科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進 科学技術の一層の振興及び科学技術活動を支える質の高い人材の養成に資するため、国民に対する科学技術の知識の普及、関心・理解の増進に係る事業を行う。	5. 科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進
(1) 科学技術に関する学習の支援 学校における科学技術に関する学習の支援を行うことにより、児童生徒に対して科学技術の理解増進を図る。	(1) 科学技術に関する学習の支援
①文部科学省の指定に基づき科学技術、理科・数学に関する学習を重点的に実施する高等学校等について支援を行うことにより、理科・数学の学習の充実及び児童生徒が科学技術の研究者、研究現場及び研究成果に実際に触れる機会を拡充する。	①スーパーサイエンスハイスクールにおける活動の支援 ・文部科学省がスーパーサイエンスハイスクールに指定した高等学校等や教育委員会等と密接に連携するとともに、適切な支援が可能となるように毎年度支援方法に関する見直しを加えつつ、円滑かつ迅速に指定校における先進的な科学技術学習等の取組を支援する。
②研究機関等における最先端の研究開発成果を学習素材として活用し、IT（情報技術）により児童生徒が科学技術、理科を分かりやすく理解できるデジタル教材を開発し、開発手法について公開するとともに、	②先進的科学技術・理科教育用デジタル教材の開発・普及 ・大学、研究機関等との密接な連携により児童生徒の科学技術・理科学習に有効な素材となる最先端の研究開発成果を有効に活用しつつデジタル

開発したデジタル教材を用いた学習活動について評価を実施する。平成17年度までに順次希望する教員、学校、教育委員会等に提供し、成果の活用を推進する。	教材の開発を進める。 ・外部専門家・有識者からなる委員会での審議や学校の教員のニーズを踏まえつつ、最先端の研究開発成果を素材とし、かつ最新のITを活用した科学技術学習手法を、教員や教育専門家の参画により開発し、公開する。 ・開発した手法を活用した先進的な科学技術・理科学習用デジタル教材を開発するとともに、デジタル教材及びその提供方法について、文部科学省及び総務省がモデル的に整備した情報環境を有する地域等からの希望に基づき、平成17年度までに全国16地域程度において実証的試験を行い、その評価を踏まえ改良を加えていく。また、これ以降も地域からの希望に基づき提供地域を拡充し、評価を行っていく。その際、実証試験を行う地域における教員研修の支援等も積極的に実施する。 ・平成17年度までに全国の学校にインターネットを通じデジタル教材を、教員の利用希望に基づき提供する。 ・デジタル教材利用に関する教員等の登録数を1万名とする。 【平成15年3月31日より試験的提供開始のため実績なし】
③科学技術理解増進事業において蓄積してきた事例・成果等を紹介すること等により、科学技術に関する知識の普及について各教育委員会等との連携を強化する。	③各教育委員会等との連携強化による成果の普及 ・科学技術理解増進事業において蓄積された事例、成果を、学校において活用し易いよう事例をまとめた形で各事業の募集等の際に配布するとともに、インターネットを通じて成果を積極的に発信し、地域において活用を図る。 ・文部科学省編集・監修の雑誌等への掲載等、教育委員会や学校への波及効果が高いメディアを活用した普及活動を実施する。
(2) 地域における科学技術理解増進活動の推進 地域における科学技術理解増進活動を担う科学館やボランティア等の人材がより効果的に活動を行うことができるようネットワークの形成支援等の活動のための環境を整備する。	(2) 地域における科学技術理解増進活動の推進 ①科学館活動支援等地域における科学技術の普及の推進 ・支援する科学館活動や学習メニュー開発は、外部専門家・有識者等による委員会の審議により選定し、実施結果についても参加者等によるアンケート等の支援対象機関からの報告を踏まえ、委員会等により事後評価を実施する。 ・事業の支援方法についても支援対象機関からの意見を踏まえ、効率的、効果的に推進できるよう年度ごとに見直しを行う。 ・学習メニュー等の成果について、インターネットやイベント等を通じて情報を発信し、全国各地域での活用を図る。 ・他機関との連携により国際的な拡がりのある青少年向けのコンテストをはじめとしたイベント等を開催し、各地域における科学技術学習機会を充実させるとともに、科学技術理解増進手法に関する情報交換の機会を提供する。 ・全国の科学館から科学館の概要やイベント情報を収集し、インターネッ

	トを通じて情報を発信する ②地域における科学技術理解増進活動を担うボランティア人材の活動推進 ・地域において募集等によりボランティア人材を確保し、研修等を通じて養成するとともに、ボランティアが効果的に活動できる環境を整備する。 ・科学技術理解増進ボランティア同士やボランティアと学校、科学館、研究機関等とが連携した活動の積極的な実施により、地域の科学技術理解増進リソース間の有機的連携関係を構築する。
(3) 全国各地への科学技術情報の発信 効果的に情報発信を行うことができるTVメディアを活用する科学技術番組を開発し、その普及を推進する等、波及効果の高いメディアの活用やイベントを通じ科学技術情報の発信を行う。また、先駆的な手法を用いて科学技術に関する展示手法・物の開発を行うとともに、その活用を推進することにより、国民に科学技術についてわかりやすく伝え、科学技術に関する理解を増進し、関心を喚起する。	(3) 全国各地への科学技術情報の発信 ①TV向け科学技術番組の開発 ・番組、放送形態等について定期的にモニター調査を実施し、評価結果の経年における向上を図る。 ・トピックに応じた形で番組制作が行うことができるよう大学、研究機関や研究者、技術者との連携関係を構築するとともに、モニター調査等視聴者のニーズを踏まえつつ、様々な観点からの番組制作を実施する。また、放送番組の編成や適正については、外部専門家・有識者からなる委員会において審議する。 ・国内外の映像祭への積極的な出品により番組の評価を推進する。 ・TV向け科学技術番組についてはインターネットにおいても配信する。インターネットによる番組視聴数を5万件/月とする。【平成14年度：約3万件/月】 ②波及効果の高いメディアの活用やイベントの開催 ・科学技術理解増進の手法について情報交換を実施し、国際的な動向を把握するとともに、科学技術理解増進事業の成果を活用しつつ、インターネット等波及効果の高いメディアの活用を通じ科学技術情報を発信するとともに、科学技術の知識の普及に資するイベントの開催・参画を通じ、科学技術情報を積極的に発信し、全国への事業及び成果の普及を図る。実施したイベント等については、参加者に対しアンケート等調査を実施し、効果の検証を行う。 ③先駆的な手法を用いた展示手法、展示物の開発 ・最先端の科学技術を身近に感じ、体験できる新たな展示を、最先端の科学技術の進展に合わせて先駆的に開発し、科学館等での活用を図る。 ・展示の活用に当たっては日本科学未来館の定期的な展示更新にも寄与するよう配慮する。 ・展示開発数は原則として年間2テーマ以上とする。【平成14年度：2テーマ/年】
(4) 日本科学未来館の整備・運営 最先端の科学技術及び科学技術の理解増進に関する内外への情報発信及び交流のための拠点として、日本科学未来館の整備・運営を行う。	(4) 日本科学未来館の整備・運営 ①展示の充実 ・時代に即応し、来館者のニーズに応えた常に魅力ある展示（常設展示及

運営に当たっては、展示手法の開発やイベント等の充実等を通じ、各年度当たり50万人以上【平成14年度は58万人】の来館者数を確保する。	びイベント等)を行う。 ・このため、来館者の満足度等を調査、分析、評価し、展示の改善に向けて、新規展示手法や新規展示開発のための試作を行う。 ・また、最先端の科学技術の動向をフォローするとともに研究者、技術者の参画を得て最先端の科学技術に関する展示を充実させる。 ②運営の改善 ・季節、曜日等により開館日・開館時間を柔軟に変更する。 ・来館者本位の施設環境を整え、機能的で、特に身体障害者、高齢者にやさしい施設とする。 ・学会等の講演会、シンポジウムなどの開催を促進するとともに研究者、技術者が一般の方々と交流する機会の増大など最先端の科学技術及び科学技術理解増進に関する情報の発信を行う。 ③運営体制の充実 ・来館者への対応を充実させるため、登録ボランティア数の増加を図るとともに、友の会の会員数の増大を図る。 ・登録ボランティア数は中期目標の最終年に800人を確保する。【平成14年度末678人】 ・友の会会員数は3万人の規模とする。【平成14年度末約26,974人】 ・新しいタイプの科学館スタッフとして、科学技術スペシャリストの育成を行う。 ・未来館の事業運営についても、研究者、技術者等の参画を推進する。 ④他機関との連携 ・内外の科学館等との連携を充実させるとともに、共通入場券の発行等国立科学博物館、科学技術館との連携を図る。 ・科学館人材の育成のための研修を行う。 ・大学院等と連携し、両機関の理解増進手法の共同研究等を推進する。 ⑤来館者数の確保 ・以上の措置を講ずることにより、来館者の確保に努め、来館者数50万人/年以上を確保する。
6. その他行政等のために必要な業務 (1) 関係行政機関の委託等による事業の推進 関係行政機関等の委託等により、専門的能力を必要とする各種業務を実施する。	6. その他行政等のために必要な業務 (1) 関係行政機関の委託等による事業の推進 我が国の科学技術政策の推進に貢献すること等を目的として、関係行政機関等の委託等により、専門的能力を必要とする各種業務を実施する。
Ⅲ業務運営の効率化に関する事項	Ⅱ業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 組織の編成及び運営 (1) 理事長が指導力を発揮して、組織全体として明確な方針の下に運営する。	1. 組織の編成及び運営 (1) 組織の運営 ・理事長の経営判断に資するため、企画機能を強化するとともに、機構で実施する各事業について経営面も含めた全般的事項について外部有識者の助言を得ることにより、組織運営の改善を適宜行う。 ・理事長のリーダーシップにより中期目標を達成するための資源の配分システムを確立し、業務の効率化を推進する。 ・各部署において迅速な意思決定と柔軟な対応を実現するために、各部署の長への権限の委譲を推進する。
(2) 機構の目標を最も効率的、効果的に実現可能な体制を整備する。この際、組織の肥大化を抑制するとともに、機動性、効率性が確保できるよう柔軟な組織を整備し、存在意義の薄れた部署、非効率な部署は、スクラップする。	(2) 組織の編成 ・組織の硬直化を避け、人材の効率的活用を目的として、業務量及び人材配置の運用状況についてのヒアリングを定期的を実施・分析し、業務の実状等に応じた効率的・効果的な組織編成や人材配置等に反映する。特に、中期計画策定の段階では予定されていなかった大幅な業務量の変動が生じるような場合においても適切な人員配置が行えるよう、その柔軟性に留意する。
(3) 職員の業務に関する評価を適正に行い、職務、職責及び業績に応じた適切な職員の処遇を行う。	(3) 職員の研修及び業績評価 ・柔軟な組織編成や人員配置等を目指すため、業務上必要とされる知識、技術の取得に対応すべく、自己啓発や能力開発のための研修制度を拡充する。 ・透明性のある人事制度により定期的に職員の業績を評価し、その結果を具体的な昇任及び人員配置として適切に反映させ、職員の資質・職務遂行方法の向上を図る。
2. 業務運営の効率化 (1) 各種事務処理を簡素化・迅速化し、施設・スペース管理を徹底すること等により、経費を節減し、事務を効率化、合理化する。国において実施されている行政コストの効率化を踏まえて、既存経費の徹底的な見直しを行い、一般管理費（人件費を含む。なお、公租公課を除く）について、中期目標期間中にその12%以上を削減するほか、文献情報提供業務以外の業務に係る事業費（競争的資金を除く）について、中期目標期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を行う。競争的資金についても、研究課題の適切な評価、制度の不断の見直しを行い、業務の効率化に努める。 文献情報提供業務については、サービス毎の利用者の需要分析、収支バランス等を考慮し、不断に事業の見直しを行うとともに、中期目標期間中に事業費について、11%以上の業務の効率化等を実施し、収益性を確保する。	2. 業務運営の効率化 (1) 事務の効率化、合理化及び経費の削減 国において実施されている行政コストの効率化を踏まえて、以下の事項を含む業務の効率化を進め、一般管理費（人件費を含む。なお、公租公課を除く）について、中期目標期間中にその12%以上を削減するほか、文献情報提供業務以外の業務に係る事業費（競争的資金を除く）について、中期目標期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を行う。競争的資金についても、研究課題の適切な評価、制度の不断の見直しを行い、業務の効率化に努める。 文献情報提供業務については、サービス毎の利用者の需要分析、収支バランス等を考慮し、不断に事業の見直しを行うとともに、中期目標期間中に事業費について、11%以上の業務の効率化等を実施し、収益性を確保する。 また受託事業収入で実施される業務についても効率化に努める。

また受託事業収入で実施される業務についても効率化に努める。

①スケールメリットを活用した効率化等

- ・民間の経費節減に関するノウハウを調査し、業務の効率化に反映させる。
- ・事務用品等消耗品や各種機械等についても業務に影響の出ない範囲で共同購入を実施するとともに、より一層の競争入札の導入を推進し、経費の節減を行う。
- ・事業横断的に利用可能なサービスや図書資料等の共用を推進する。
- ・研究等終了後の各種物品について機構内の別事業への再度の利活用等による有効利用を徹底する。
- ・各事業において各地に分散して活動する事務所等の間で業務運営の効率化に関する情報、ノウハウを共有化する。
- ・日本科学未来館のホール、会議室等を積極的に活用するなど施設の有効利用を推進する。

②管理的経費の節減

- ・管理部門の管理費の節減や人員の合理化に努め一般管理費を削減する。
- ・日本科学未来館、研究成果活用プラザ等を含む機構の全施設において管理部門の光熱水料の節減に努め、固定経費を削減する。
- ・戦略的創造研究推進事業等において領域事務所等の地理的集約化などにより、事務所に係る経費を節減する。
- ・機構所有の知的財産権について、その保有コストと価値についての評価を充実し、効率的な知的財産権管理体制を整備する。

③電子化・ペーパーレス化の推進

- ・新たなグループウェアの構築・活用により内部業務の事務処理において迅速化、ペーパーレス化を推進する。また研究事務所等ネットワークの一元化により運営費を節減する。

④文献情報提供業務における効率化

- ・運営費交付金を充当しない文献情報提供業務においても同様の観点から業務運営を効率化する。
- ・文献情報データベース作成において品質に配慮しつつ、合理化を推進し、経費を削減する。
- ・各商品におけるユーザーズの分析及び収支バランス等を考慮し、事業の見直しを適宜行う。
- ・請求書等の発送業務、紙媒体で出力している各種資料の見直し等により義務的営業経費を削減する。

(2) 外部の専門的な能力を活用することにより高品質のサービスが低コストで入手できるものについてアウトソーシングを積極的に活用す

(2) アウトソーシング及び外部機関との連携

- ・外部の専門的な能力を活用することにより高品質のサービスが低コスト

る。また外部機関との連携による効率化についても推進する。	で入手できるものについてアウトソーシングを積極的に活用し、事務を効率化、合理化する。 ・日本科学未来館については国立科学博物館等関係機関との有機的な連携協力を推進する。
Ⅳ財務内容の改善に関する事項 1. 欠損金の処理 文献情報提供勘定の欠損金については、欠損金の計画的な処理を早急に進めるため、収支を改善するための計画を策定し、これを着実に実行する。 2. 自己収入の増加 一般勘定について、日本科学未来館等に係る自己収入（知的財産権の譲渡又は実施料収入に係るものを除く。）の増加を図ること。 3. 固定的経費の節減 管理業務に係る経費の節減等することにより、固定的経費の総事業費に占める割合を減少させる。	Ⅲ予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙参照 Ⅳ短期借入金の限度額 短期借入金の限度額は224億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金等の受け入れに遅延が生じた場合である。 Ⅴ重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 重要な財産を譲渡、処分する計画はない。 Ⅵ剰余金の使途 科学技術振興に関する業務の充実、所有施設の改修、職員教育・福利厚生 の充実、業務の情報化、機構の行う広報の充実に充てる。
Ⅴその他業務運営に関する重要事項 1. 人事に関する事項 研究評価の充実の観点から、研究経験を有する者を積極的に登用する。 2. その他機構の業務の運営に関する事項 ①産業活力再生特別措置法第30条（バイドール条項）を適用し、委託研究によって生じる知的財産権については委託先が希望した場合には譲渡する。 ②事業におけるサービス利用者への必要な経費の支出は、目的及び内容が適正なものを対象として、公正かつ効率的に使用されるよう行うが、サービス利用者への経理処理面での過剰な負担を強いてサービス利用者へのインセンティブを損なうなど事業本来の円滑な運営を妨げることをないように充分配慮するものとする。	Ⅶその他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 施設及び設備に関する計画 なし 2. 人事に関する計画 (1) 方針 ・アウトソーシングの推進等を通じ、業務の効率化を行うとともに、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築し、職員個々の能力に応じた人員配置を行う。 ・競争的研究資金による事業を有効に実施するため、研究経験を有する者をプログラムディレクター、プログラムオフィサー等に積極的に登用する。 (2) 人員に係る指標 業務の効率化を進め、常勤職員数については抑制する。 (参考1) 期初の常勤職員数（任期の定めのない職員） 478人 期末の常勤職員数の見込み（任期の定めのない職員） 471人 (参考2) 中期目標期間中の人件費（前記常勤職員）総額見込み 17,151百万円 但し、上記の額は、役員報酬並びに職員給与及び社会保険料等に係わる事

業主負担分等経費に相当する範囲の費用である。

3. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、研究開発委託契約において当該契約の期間が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し合理的と判断されるものについて行う。

(別紙)

III. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算（中期計画の予算）

平成15年10月～平成19年3月 予算

(総計)

区別	金額（単位：百万円）
収入	
運営費交付金	323,164
政府その他出資金等	5,608
業務収入	42,236
その他の収入	638
繰越金	330
受託収入	1,656
計	373,632
支出	
一般管理費	14,414
（公租公課を除いた一般管理費）	11,814
うち人件費（管理系）	5,746
うち物件費（公租公課を除く）	6,069
うち公租公課	2,599
事業費	357,562
新技術創出研究関係経費	188,003
企業化開発関係経費	50,658
科学技術情報流通関係経費	51,622
うち一般勘定	20,633
うち文献情報提供勘定	30,989
研究開発交流支援関係経費	31,136
科学技術理解増進関係経費	22,221
人件費（事業系）	13,921
受託経費	1,656
計	373,632

[人件費の見積り]

期間中総額 17,151 百万円 を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員給与及び社会保険料等に係わる事業主負担分等経費に相当する範囲の費用である。

[注釈 1] 運営費交付金の算出ルール

毎事業年度に交付する運営費交付金（A）については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = \{ (C(y) - T(y)) \times \alpha 1 (\text{係数}) + T(y) \} + \{ (R(y) + Pr(y)) \times \alpha 2 (\text{係数}) \} + \varepsilon(y) - B(y) \times \lambda (\text{係数})$$

$$R(y) = R(y-1) \times \beta (\text{係数}) \times \gamma (\text{係数})$$

$$C(y) = Pc(y-1) \times \sigma (\text{係数}) + E(y-1) \times \beta (\text{係数}) + T(y)$$

$$B(y) = B(y-1) \times \delta (\text{係数})$$

$$P(y) = Pr(y) + Pc(y) = \{ Pr(y-1) + Pc(y-1) \} \times \sigma (\text{係数})$$

各経費及び各係数値については、以下の通り。

B(y)：当該事業年度における自己収入の見積り。B(y-1)は直前の事業年度におけるB(y)。

C(y)：当該事業年度における一般管理費。C(y-1)は直前の事業年度におけるC(y)。

E(y)：当該事業年度における一般管理費中の物件費（公租公課を除く）。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。

P(y)：当該事業年度における人件費（退職手当を含む）。P(y-1)は直前の事業年度におけるP(y)。

Pr(y)：当該事業年度における事業経費中の人件費。Pr(y-1)は直前の事業年度におけるPr(y)。

Pc(y)：当該事業年度における一般管理費中の人件費。Pc(y-1)は直前の事業年度におけるPc(y)。

R(y)：当該事業年度における事業経費中の物件費（特殊経費を除く）。R(y-1)は直前の事業年度におけるR(y)。

T(y)：当該事業年度における公租公課。

$\varepsilon(y)$ ：当該事業年度における特殊経費。重点施策の実施（例：競争的資金推進制度）、事故の発生、退職者の人数の増減等の事由により当該年度に限り時限的に

発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。

これらについては、各事業年度の予算編成過程において、人件費の効率化等一般管理費の削減方策も反映し具体的に決定。

$\alpha 1$ ：一般管理効率化係数。中期目標に記載されている一般管理費に関する削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\alpha 2$ ：事業効率化係数。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

β ：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

γ ：業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

δ ：自己収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

λ ：収入調整係数。過去の実績における自己収入に対する収益の割合を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

σ ：人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

【中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等】

上記算定ルール等に基づき、以下の仮定の下に試算している。

- ・運営費交付金の見積りについて、競争的資金推進制度については、第2期科学技術基本計画を踏まえて当該事業年度における具体的な額を決定するが、ここでは、各年度において便宜的に平成15年度の値を用いている。また、 $\alpha 2$ （事業効率化係数）を各事業年度1.0%の縮減、 $\alpha 1$ （一般管理費効率化係数）を各事業年度4.17%（平成15

年度予算額を基準額として中期計画期間中に12%縮減)の縮減とし、 λ (収入調整係数)を一律1として試算。

- ・事業経費中の物件費については、 β (消費者物価指数)は変動がないもの(±0%)とし、 γ (業務政策係数)は一律1として試算。
- ・人件費の見積りについては、 σ (人件費調整係数)は変動がないもの(±0%)とし、退職者の人数の増減等がないものとして試算。
- ・自己収入の見積りについては、 δ (自己収入政策係数)は据え置き(±0%)として試算。
- ・受託収入の見積りについては、過去の実績を勘案し、一律据え置きとして試算。